

東京帝国大学と教育審議会

— 大学制度（臨時）審査委員会・大学令第一条問題・平賀讓総長をめぐって —

米田 俊彦（お茶の水女子大学）

はじめに

教育審議会は一九三七年十二月十日勅令第七百十一号「教育審議会官制」の公布により内閣に設置され、四一年十月十三日の第十四回総会で最後の答申・建議を可決するまで四年近く審議を行い、教育全般にわたる制度改革の提言を行った（四二年五月九日勅令第四百八十九号により廃止）。一九三〇年代を通じて教育制度のさまざまな局面に関して改革の気運が高まっており、あるいは日本が東アジア全体をリード（あるいは支配）するはずの「戦後」を見越した新しい教育体制の構築に向けた方針を策定する必要も高まっており、教育審議会はそういった改革課題に対応するために設置され、また対応することが期待された。

ところで、筆者は一九八五年より財団法人野間教育研究所においてこの教育審議会の全体像を明らかにすることを目的とする共同研究に参加してきた（メンバーは清水康幸・前田一男・水野真知子および筆者）。この共同研究ではこれまで、清水・前田・水野・米

田編「資料 教育審議会（総説）」（一九九一年）、米田「教育審議会の研究 中等教育改革」（九四年）、米田「教育審議会の研究 青年学校改革」（九五年）、清水「教育審議会の研究 師範学校改革」（二〇〇〇年）、米田「教育審議会の研究 高等教育改革」（同年）を刊行してきた。ここでは主に「高等教育改革」に依りながら、東京帝大に設置された大学制度審査委員会・大学制度臨時審査委員会、教育審議会の高等教育改革論議の最大の論点となった「大学令」第一条問題およびそれらに深くかかわった当時の総長平賀讓に焦点をあてて、東京帝国大学と教育審議会との関連ないし関係を分析、検討することとした。

なお、教育審議会の答申、委員などに関する基本資料は解説を付して「資料 教育審議会（総説）」にまとめてあるので、本稿では審議会の基本的事項については必要最小限の言及にとどめる。また高等教育の審議経過や審議・答申の全般的な、あるいは詳細な分析の結果については「高等教育改革」を参照していただきたい。

1. 大学制度審査委員会と教育審議会

東京帝大では一九三七年六月二十九日の評議会で長与又郎総長の發議を受けて大学制度審査委員会の設置を決定した。審査委員会設置の経緯は、『東京大学百年史』通史二に記載されている通り、学制改革論議の高まり、とりわけ大学・高等学校・専門学校を「大学校」に一元化する提言を含む教育改革同志会の「教育制度改革案」が同年七月に發表されたことや教育審議会設置の動きとの関連で説明できるものと思われる。ただし、通史二には記載されていないが、一九三七年七月六日の閣議ですでに教育審議会の設置が承認されており、しかもこの審議会が「二代三代の内閣を通じても根本的刷新にあたる機構」であるなどと『東京朝日新聞』でも報道されていた（七月六日、七日）。ところが日中戦争の勃発で審議会の設置が延期され、通史二に記載されている通り、まもなく実際に設置されると予想される状況が半年近くも続いた。この間に審査委員会の発足のための準備が進展し、十二月二十一日の第一回委員会が結果的に教育審議会の第一回総会の開催（十二月二十三日）とほぼ同時となった。

審査委員会は一九三八年六月十四日の第七回委員会まで、教育改革同志会の学制改革案を中心に学制改革問題（大学・高校・専門学校の制度的統合の可否）を協議し、おおむね否とする見解が大勢を占めることを確認した。そしてこの第七回委員会で「高等学校二閣スル特別委員会」を設置した。特別委員会は五回の会合を重ね、三

九年三月二十八日の第八回委員会でその結果を報告した。

審査委員会が三八年六月から三九年三月まで開かれなかったことについて、『百年史』通史二では「荒木文相による大学改革問題、平賀肅学が惹起されたためである」（六二八ページ）と説明しているが、教育審議会が高等教育ないし高等学校の審議に着手していなかったという事情も考慮する必要がある。教育審議会は発足後、まず八回の総会を開催し、三八年四月に特別委員会を設置した。特別委員会は小学校、師範学校、幼稚園および青年学校から検討することとして一七回の会議を開いた。そして特別委員会の議論を整理しつつ答申案をまとめるために整理委員会を設置し、そこでさらに審議を進めた。整理委員会は急いで方針を示す必要があった青年学校教育義務制実施についてのみ三八年六月に答申案をまとめ（七月十五日の第九回総会で決定）、引き続き小学校等の改革問題の審議を続けた。その結果が三八年十二月の「国民学校、師範学校及幼稚園二閣スル件答申」である。東京帝大の審査委員会が三八年六月からほとんど動かなかつたのは、教育審議会の審議動向との関係でも説明することができるだろう。

教育審議会は三八年十一月から中等教育の改革問題を審議し始めた。この「中等教育」には中学校、高等女学校、実業学校とともに高等学校も含まれていた。高等教育の一元化問題は、高等学校を廃止して大学と専門学校における専門教育の水準を同等にする（大学と専門学校の区別を撤廃する）ところにその本質があったから、高等学校を存置するか廃止するかが高等教育をめぐる学制改革論議の

焦点であった。従つて、すでに第七回の審査委員会で大学制度の現状維持を求めることに固まっていた東京帝大としては、教育審議会における中等教育の審議に対して高等学校存置の方針を明示する必要があった。

実際に、教育審議会の第二十七回整理委員会（三十九年六月七日、「二十七」は中等教育の審議に入つてからの整理委員会の回数）に総長平賀譲と文学部長桑田芳蔵（桑田は審査委員会の「高等学校ニ関スル特別委員会」の責任者）が呼ばれ、二人は三十九年六月に審査委員会が決定した「高等学校ハ大学ノ基礎教育機関トシテ之ヲ存置ス」（「大学制度臨時審査委員会審議決定事項」、「百年史」資料二所収）等の方針をふまえた発言を行っている。

教育審議会は三十九年九月十四日に「中等教育ニ関スル件答申」を決定した。高等学校存置の方針が採択され、東京帝大の意向が反映された結果となつた。ただし審議会の議事録を読む限り、東京帝大の意向は決定そのものに大きな影響を与えたとは言えない。むしろ実質的に教育審議会の論議に影響を与えたのが、高等学校を「大学ノ基礎教育機関」にすることを求めた部分である。「高等学校令」第一条では高等学校を高等普通教育機関と定めていたが、東京帝大は大学に対する基礎教育機関に変更すること（大学の基礎教育機関として高等普通教育を行うように変更すること）を要望し、審議会委員中にも同調者がいて、整理委員会が作った答申案では高等普通教育機関であると一応規定しつつも「大学ニ対シテハ基礎教育タルコト」と付記されていた。結局この付記の部分は特別委員会で激

論の末削除されることになるが、全体を通じて審議会はこの問題に多くの時間を費やした。この点からみれば、東京帝大の意見表明は教育審議会に対し一定程度の影響力を与えたものと言えるだろう。

2. 大学制度臨時審査委員会と大学令第一条問題

教育審議会は三十九年九月に中等教育に関する答申を出した後、いよいよ高等教育の審議を開始した。発足時から長与又郎が東京帝国大学総長として委員になっていたが、三十八年十一月八日に委員の資格を失い、次の総長平賀譲が三十九年一月二十四日にやはり東京帝国大学総長として委員を命ぜられた。平賀は同年七月二十日に特別委員となり、さらに十一月十日に高等教育の整理委員となつた。中等教育の整理委員にはなつていなかったため、前述の通り第二十七回の中等教育の整理委員会には特に呼ばれる形で出席したが、高等教育の審議には整理委員としてかわることになつた（穂積重遠も高等教育の審議では整理委員に選ばれているが、穂積の場合は東京帝大の法学部長としてではなく穂積個人として審議会の委員を命じられていた）。

高等教育の審議は三十九年九月二十九日の第三十七回特別委員会から始まつた。特別委員会は十一月十日の第四十七回まで続けて一一回開かれ、同日整理委員会に審議の場を移した。整理委員会は四〇年六月二十八日まで四一回開催され、答申の原案をまとめた。これが三回の特別委員会で審議されて特別委員会案となり、さらに九月

十九日の第十二回総会で最終的に「高等教育二関スル件答申」として可決された。平賀はこの高等教育に関する会議のうち、特別委員会を二回、整理委員会を二回欠席したただけでほとんど全回出席し、しかも積極的に発言している。

一方、東京帝大では平賀総長のもとで大学制度審査委員会が大学制度臨時審査委員会に改組され、審議を促進していた。即ち、三九年六月十六日の第九回委員会で委員会の名称に「臨時」を入れることを決め、委員会の規程案を審議し（規程は六月二十日の評議会で決定）、第一から第三までの特別委員会を立ち上げた。十月以降、審査委員会は頻繁に開催され、次々と決定事項を重ねていった。資料二に所収されている「大学制度臨時審査委員会審議決定事項」によれば、決定された事項は表1の通りである。

大学の研究・教育や運営などにかかわる広範な問題を細かく取り上げ、しかも短期間に東京帝大としての意見をとりまとめた。ところが、実はこれらの問題のほとんどが教育審議会では検討されず、しかも審議されたものについてはその多くが間に合わなかった。教育審議会の特別委員会と第三十三回までの整理委員会（三十四回以降は答申原案の検討）の審議内容（主要議題）は表2の通りであった。

特別委員会で問題点を洗い出す形で議論を行い、それをふまえて整理委員会ですらに意見調整を行い、仮決議を重ねていった。その仮決議を集めたものが答申原案で、第三十四回以降の整理委員会ではその成文化の審議が行われた。臨時審査委員会の決議事項と比較

すると、教育審議会の方が議題の範囲が狭く、またあまり細かいことがらまで取り上げていない。高等教育の審議には専門学校問題や中等学校等の教員養成問題が含まれており、整理委員会では大学に関連する事項は最初に取り上げられた。大学に関する整理委員会での審議は三九年十二月二十二日の第十三回の会議でほぼ終了しており、東京帝大の臨時審査委員会が四〇年に入ってからとりまとめた方針は教育審議会の審議に直接反映されることはなかった。また三九年十二月までに出した方針に関しても教育審議会の審議に間に合わなかったものが多い。間に合ったのは大学院、兵役法改正、高等学校との連絡問題くらいであった。間に合ったものは教育審議会で読み上げられる形で紹介され、さらに平賀ら東京帝大関係者がその趣旨をふまえた主張を行うなど答申に直接間接に影響を及ぼしたが、それは決議事項のごく一部にとどまった。

ところで、表2を見ると特別委員会でも整理委員会でもそれぞれ最初にかんがりの回数を費やして大学令第一条問題を論議していたことがわかる。大学制度臨時審査委員会も大学令第一条の改正案を含めた「大学ノ本質及目的」を検討しているが、審査委員会がこの件の決議を行ったのが十二月四日で、教育審議会の方ではすでに十一月二十九日に実質的な結論を出していた。大学令の第一条は大学の基本的な性格を定めた条文であり、しかも教育審議会での第一条をめぐる議論は戦時下における大学の基本的なあり方を左右する可能性を含んだものであったから、ここでは特にこの問題を取り上げて検討しておきたい。

表1 大学制度臨時審査委員会審議決定事項

年	月 日	事 項
1939年	6月	高等学校ニ関スル件
	11月25日	学部ノ構成及追加ノ大学院
	11月27日	改正兵役法ニ関スル件
	12月 4日	大学ノ本質及目的ノ大学ノ組織
	12月11日	講座制
1940年	12月21日	高等学校トノ連絡ニ関スル件
	2月 9日	学位制ノ名譽学位制ノ大学内部ノ行政ノ定年ノ大学ノ対社会的活動
	2月26日	研究生（元専攻生名）ノ在外研究員ニ関スル件ノ研究施設及実習施設ニ関スル件
	5月 6日	学生寄宿舎ニ関スル件ノ福利施設（其一、其二）ニ関スル件
	5月20日	収容人員ニ関スル件ノ就職ニ関スル件ノ学年制度又ハ科目制度ニ関スル件
	5月27日	優等生特待生ニ関スル件ノ外国学生取扱ニ関スル件ノ入学資格ニ関スル件ノ選抜方法ニ関スル件
	6月10日	学科ニ関スル件ノ学課目種類ニ関スル件ノ講義ト演習ニ関スル件ノ試験方法ニ関スル件ノ評点法ニ関スル件
	6月17日	国家試験ニ関スル件ノ選科及聴講生ニ関スル件ノ各帝大間学生交換ニ関スル件ノ一高特設予科ニ関スル件
7月 2日	教授助教教授推薦ニ関スル件ノ教職員ノ待遇ニ関スル件ノ学外職務ニ関スル件ノ教職員共済施設ニ関スル件	

表2 教育審議会高等教育関係議事概要（第33回整理委員会まで）

特別委員会		
年	月 日	議 事 概 要
1939年	9月29日（第37回）	大学令第一条関連問題（大学の目的・性格）
	10月 4日（第38回）	大学令第一条関連問題（大学の目的・性格）
	10月 6日（第39回）	大学令第一条関連問題（大学の目的・性格）
	10月11日（第40回）	大学令第一条
	10月13日（第41回）	単科大学、大学院、研究所、講座制、大学予科、学部の種類
	10月18日（第42回）	単科大学
	10月25日（第43回）	大学予科、専門学校
	10月27日（第44回）	専門学校、大学総長選任方式、講座制、高校・大学間の接続
	11月 1日（第45回）	大学予科、人材養成計画、文理科大学
	11月 8日（第46回）	文理科大学、高等師範学校
	11月10日（第47回）	中等学校教員養成、入学試験、学位制度、女子専門学校

整理委員会		
1940年	11月10日 (第1回)	委員長互選
	11月15日 (第2回)	学制改革問題／大学令第一条
	11月17日 (第3回)	大学令第一条／学位制度／単科大学／学部の種類
	11月22日 (第4回)	大学令第一条
	11月24日 (第5回)	大学令第一条／講座制
	11月29日 (第6回)	大学令第一条／大学のカリキュラム
	12月 1日 (第7回)	医師養成問題／学位制度
	12月 6日 (第8回)	学位制度／医師養成問題／総長・学部長の選任手続き／大学教員の待遇問題
	12月 8日 (第9回)	大学教員の待遇問題／私立大学の財政／大学教員の停年制／大学における共同研究／大学院／専門学校
	12月13日 (第10回)	医師養成問題／寄宿舎／大学教員の待遇問題
	12月15日 (第11回)	大学院／私立大学／大学院
	12月20日 (第12回)	改正兵役法問題／大学院
	12月22日 (第13回)	高校・大学間の接続
	1月12日 (第14回)	中等学校教員養成
	1月17日 (第15回)	東京文理科大学への体育学科設置問題
	1月19日 (第16回)	大学における教員養成
	1月24日 (第17回)	文理科大学への予科設置問題／大学における教員養成
	1月26日 (第18回)	東京文理科大学への体育学科設置問題／女子への大学教育の開放
	1月31日 (第19回)	高等師範学校／文理科大学の名称／実業教員養成／専門学校
	4月10日 (第20回)	実業専門学校
	4月12日 (第21回)	実業専門学校
	4月17日 (第22回)	専門学校
	4月19日 (第23回)	専門学校／実業専門学校
	4月24日 (第24回)	農業学校高等科創設問題／改正兵役法問題
	4月26日 (第25回)	専門学校
	5月 1日 (第26回)	専門学校／単科大学
	5月 3日 (第27回)	医師養成問題／専門学校
	5月 8日 (第28回)	専門学校
	5月10日 (第29回)	専門学校／医師養成問題／教員検定
	5月15日 (第30回)	教員検定
	5月17日 (第31回)	教員検定／専門学校
	5月24日 (第32回)	教員検定
	5月29日 (第33回)	大学スポーツ

3. 大学令第一条をめぐる論議

特別委員会が大学令第一条の改正案を検討した直接の契機は、第三十七回委員会での穂積の「ドウシテモ一番問題ニナルコトハ大学令第一条ノ問題デア」との発言であった（『教育審議会諮問第一号特別委員会会議録』第十輯六ページ、以下特別委員会の発言はこの『会議録』のページ数をカッコで示す）。最初のうちは学制改革問題を意識した形で大学における教育が専門学校における教育といかに異なるか、あるいは研究と教育との関連といった論点をめぐっての発言が多かったが、回を重ねるうちに「教育ノ自由」「研究ノ自由」の問題に移り、特に「研究ノ自由」をめぐって大学と国家との関係の問題が焦点になり始め、ついに第四十回委員会では大学令第一条の条文そのものが論議されるに至った。例えば林博太郎（元東京帝大教授・満鉄総裁、すべての整理委員会の委員長）は第一条の前段を「大学ノ教育ハ皇道精神ヲ体シ最高ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ」（一九四ページ）に改めることを提言している。また特別委員長の田所美治（元文部次官）がしきりに条文に「国体ノ本義」を入れるように発言していることも注目される。特別委員会では結論を出すような議論の仕方はしていなかったため、さまざまな意見が出ただけで議題が他に移っていったが、この問題が審議会の大学改革に関する答申の一つの大きな柱になることがほぼはっきりした。穂積は、第四十回特別委員会の最後の方で、「審議会ノ答申ノ文句トソレカラ大学令第一条ノ文句ト必ズシモ是ガ同ジモノデナケ

レバナラスト云フ訳ノモノデハナイ」（二二二ページ）と発言している。穂積としては議論をリードできるものと考えて言い出したのかも知れないが、おそらく予想外の展開になってしまい、条文改正の議論を終わらせるように軌道修正を図ったようであるが、すでに十分に議論が進展してしまっていた。

十一月十日に高等教育に関する整理委員会が設置された。平賀も穂積も整理委員に選ばれた。実質的な審議は第二回（十一月十五日）から始まった。この日の会合では、最初に学制改革問題（高等教育一元化問題）が議題になった。実質的にはすでに決着がついていたが、この問題になおこだわる委員（教育改革同志会関係者や実業専門学校関係者）もいて議論に入った。しかし短時間の議論を経ただけで一元化を見送るという方針が確認された。そして大学令第一条の審議に移った。

大学の目的を法令で規定することの是非、「人格ノ陶冶」「国家思想ノ涵養」でよいかどうか、「兼テ」で前段と後段をつなぐこととの適否、大学の教育機関としての面を強調することの適否やその表現方法、「蘊奥」の語を使うことのは非、大学の社会的貢献を目的に加えることのは非など、論点は多岐にわたった。第三回の委員会では冒頭、文部省教育局企画部長の安井章一が「大学教職員左翼検査者数」という資料に基づいて大学の思想問題に関して説明を行い、合わせて「国体ノ本義ヲ体シテ」といった表現を条文に入れることを求めた（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第十輯三五ページ、以下整理委員会の発言はこの『会議録』のペー

ジ数をカッコで示す)。これに対しては穂積が「国体ノ本義」を入れることに反対する発言を行い、また対案として次のような案を示した(四〇ページ)。

大学ハ學術ノ蘊奧ヲ攻究スルコト並ニ國家ニ須要ナル學理及ヒ其ノ應用ヲ教授シ人格ノ陶冶及ヒ國家思想ノ涵養ニ力メテ指導的人材ヲ養成スルコトヲ目的トス

ちなみに現行の条文は次の通りであった。

大学ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

この穂積案では「國家ニ須要ナル」が「學術ノ蘊奧」の「攻究」にはかかっていない。いわば教育は國家目的に束縛されてもやむを得ないが、研究は自由になされるべきだとの主張が織り込まれた条文案であった。

一方、第四回委員会の冒頭には次のような幹事案が林整理委員長から紹介された(九〇ページ)。

大學ハ國體ノ本義ヲ體シテ最高ノ教育ヲ為シ並學術ノ蘊奧ヲ攻究シ以テ國家有為ノ人材ヲ鍊成スルト共ニ我方國文化ノ進展ニ貢獻スルヲ目的トスルコト

幹事案は実質的には文部省案である。「国体ノ本義」が入っており、しかもそれが全体にかかる場所に置かれている。大学における教育も研究も「国体ノ本義」に則って行われるべきだという理念が読み取れる。この案をめぐる、「国体ノ本義」を入れることに反対

する平賀、穂積などの委員とそのことに積極的あるいは肯定的な田所特別委員長や田中穂積(早稲田大学総長)、下村寿一(東京女子高等師範学校長)などとの間でしばらく議論が続くことになった。

第五回委員会は午前中全部と午後の前半が懇談会の形で進められた(懇談会中は速記中止)。一時的に懇談会が解かれた時の田尻常雄委員の発言から、懇談会においては平賀や穂積が「国体ノ本義」を入れることを拒んでいるために合意ができなかったことがわかる(一二四ページ)。

第六回委員会は午後だけであったが、最初に懇談会が行われ、懇談会中に合意された条文案が速記再開直後に林委員長によって読み上げられた。次の通りである(一五三ページ)。

大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並ニ其蘊奧ヲ攻究シ、常ニ皇國ノ道ニ基キテ國家思想ノ涵養、人格ノ陶冶ニ力ムベキモノトス

「国体ノ本義」が入っていない。「皇國ノ道」は入っているが後段の冒頭に置かれているために「國家思想ノ涵養」「人格ノ陶冶」にしかかかっていない。「人格ノ陶冶」と「國家思想ノ涵養」の順序を入れ替えて後者を前に出したところにも妥協の跡が読み取れるが、全体としては平賀・穂積の主張がほぼ採用されたものと判断できる。

ところで、東京帝大の大学制度臨時審査委員会が十二月四日、つまり第六回整理委員会の五日後に決定した第一条案は次の通りであった。

大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ
攻究スルヲ以テ目的トシ常ニ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ力
ムベキモノトス

右の教育審議会の合意と比べると、後段冒頭に「皇国ノ道」が入
っていない点を除けばほぼ同じである。平賀・穂積は東京帝大の意
向を教育審議会に反映させることにおおむね成功したと言える。た
だ、臨時審査委員会が結論を出していないのに穂積がこの大学令第
一条問題を積極的に教育審議会の議題にしようとしたこと、そして
第三回整理委員会で提示した第一条案が臨時審査委員会の案とはか
なり異なり積極的に研究の自由を認めさせようとするものであった
ことは穂積個人の意向によるものと考えられる。

では、なぜ平賀や穂積が、あるいは東京帝大が「国体ノ本義」を
入れることをこれほどまでに拒んだのか、という点が次に検討され
なければならない。筆者は、経済学部の一連の思想問題（一九三七
年の「矢内原事件」、三八年の「教授グループ事件」および三八年
から三九年にかけての「河合栄治郎事件」と「平賀肅学」）を背景
とする文部省からの圧力に対する東京帝大なりの対応であったと考
えている。

教育審議会が発足したのが一九三七年十二月であるが、前述の通
り最初に三八年四月までに八回の総会がもたれ、そこで各委員が教
育改革に関する一般的な意見の開陳を行った。その時には大学令第
一条改正問題には誰も言及しなかった。ところが三九年の秋以降の
高等教育に関する特別委員会・整理委員会の論議では、大学令第

一条問題が最大の論点となった。従って大学令第一条を最大の論点に
させた事情は三八年から三九年にかけて発生したものと考えなけれ
ばならない。

帝国国会でも大学攻撃のトーンが高まっていた。「高等教育改革」
には第七十三回議會（三八年初め）と第七十四回議會（三九年初め）
での大学批判の発言を拾い出しておいた。その批判を読むと、七十
三回議會では個別大学教員の思想の摘発が多かったのが、七十四回
議會になると大学制度の根本的批判が目立ってきている。三八年か
ら三九年は大学への批判が高まりつつあった時期であったことがわ
かる。

当時の文部大臣荒木貞夫も攻撃的とも言えるほどの大学批判を展
開していた。通史二で触れられていないのでここに紹介しておく。
荒木は一九三八年九月一日に発行された「文部時報」の巻頭に「帝
国大学振興に就て―東京帝国大学総長、学部長との会見席上に於け
る要望―」という文章を載せていた。この中で荒木は、「過去及現
在に亘り大学の实情に顧るに真に沈思反省すべさ（き）幾多事件の
発生を見たるは蔽ふべからざる所なり。而も今尚この暗雲を一掃し
て大学々内清明なりと誇称せんとするも能はざるものあり。大学に
対する世上の信頼亦往々にして篤からざるものあるも乍遺憾否定す
るを得ざるなり」などと述べて大学をめぐる問題状況をいわば正直
に指摘し、そのうえで、「根本方策として最も喫緊なるもの」とし
て「大学総長以下各職員の内免補職の大綱を常道に正すより急なる
はなしと信ず」と明言している。しかも具体的に「抑々帝國大学総

長以下職員の任免補職は官吏の本質に遵つて憲法の条章に明記せらるゝ、天皇の大権に在しますものなり。然るに教授会の選挙による多教決によりて動かすべからざる決定権を為すが如き慣行あるは第一文部大臣の帝國大学職員任免補職奏請上の輔弼の責に稽へ、第二之が国民思想に及ぼす影響に徴し、第三之が為生じつゝある諸弊に鑑み一日も速に之を是正し以て大権の尊嚴を確立し国体の根本を明徴にし大学の威信を立てその学風の清明を期せざるべからず」などと説明を加えていた。大学との間で協議中の事案について、合意前に一方的に「要望」を「文部時報」の巻頭に載せたこと自体がきわめて異例であり、荒木文相のこの問題にかけていた意気込みの強さやうかがわせる。また最後に言及されている通り、やはり「国体」の問題になる必然性があつたこともわかる。

荒木文相の要求は総長選任方法の変更に焦点化されていたと思はれるが、通史二において説明されている通り、帝大側は文部省との交渉の結果、従来とほぼ同じ方式を継続することを認めさせることに成功した（ただしこの決着直後に行われた東京帝大の総長「推薦」の結果の受入を文部省は一度拒み、二度目の「推薦」で平賀が総長に就任することになった）。

文部省および荒木文相は総長選任方式の変更の実現に事実上失敗した。東京帝大では「河合栄治郎事件」で紛糾しており、帝國議會で大学への批判が高まることは十分に予想された。「平賀爾学」が行われたのはその最中の一九三九年一月末であつた。平賀は「教授グループ事件」にあたり、司法による事実の確定の前に大学が処断

することを非とする発言を評議会で行っていた（通史二、八七四ページ）。その冷静な平賀が「河合栄治郎事件」にあつたのは「爾学」を断行した。その背後には文部省などからの強い圧力があつたことが推測されるし、何よりも平賀自身が強い危機感を抱いていたことがうかがえる。

前述の通り三九年一月末から三月にかけての第七十四回帝國議會で大学批判が噴出した。しかし荒木文相は、大学の改革は大学自らの努力によつて可能であり、大学令等の法令の改正も考えていない旨の発言を行っている。平賀による「爾学」を受けて荒木が大学擁護の発言をしたのかどうかを厳密に実証することは今のところ不可能であるが、議會の批判を文部省が利用して文部省による大学運営等への介入や干渉が強められるという最悪の事態は回避された。しかし、文部省や荒木文相が大学を問題視しなくなつたとは考えにくい。実際に、文相は三九年八月に荒木から河原田稼吉に交代したが、前述の通り文部省は教育審議會において大学令の条文中に「国体ノ本義」を入れることを要求してきた。大学令に「国体ノ本義」を入れればそれを梃にした形で文部省は大学に対する介入を強化することが可能になる。その意味で、教育審議會における大学令第一条をめぐる議論は、経済学部の一連の「思想問題」を背景とした文部省と大学（とりわけ東京帝大）との間の緊張した関係の延長線上に位置づけて理解することが可能でありまた必要であると考えられる。

『百年史』通史二の「第六編 戦時下の東京帝國大学」の冒頭に、戦時下の学制改革問題の中で東京帝大が具体的に対応を迫られた間

題の一つとして「大学令第一条後段問題」が挙げられ、その経緯が論じられている。ここでは、臨時教育会議の答申では大学における「人格ノ陶冶」「国家思想ノ涵養」に対する期待はそれほど大きなものではなかったが、「学生思想問題」への対応を通じて具体的な措置が求められるようになり、さらに「京大滝川事件」や「天皇機関説問題」や教学刷新評議会の答申においては「当の大学教授の思想や研究それ自体が、『涵養』されるべき対象となっていた」とされ、次のようにその結末が説明されている。

もはやこの段階〔教学刷新評議会答申後〕では、大学に期待される理念は、大学令第一条の解釈問題といったレベルを越えていたし、又その運用についても学生対策の域をはるかに越えるものとなっていた。事実、この段階で東京帝国大学に設けられた昭和十二（十五年）の大学制度（臨時）審査委員会（次節二参照）では、大学令第一条が取り上げられ、部分的な字句修正が纏められたけれども、むしろ同委員会が主力を注いだのは教員人事や学内行政、学部・講座の組織等の問題であったのである。

教学刷新評議会までの部分には同意できるが、その後の展開についての説明は妥当とは思えない。そもそも「大学令第一条後段問題」として問題を把握していることが適当でない。教学刷新評議会の答申は「我が国ノ国家ノ重要ナル学府トシテ、国体ノ本義ヲ体シ、以テ学問ノ蘊奥ヲ攻究シ、教養アル指導の人材ヲ養成スルヲ本分トス。凡テ大学ニ於ケル学問ノ研究、学生ノ教育並ニソノ制度ノ運用等ハコノ精神ニ合致スルモノヲラシムベシ」であった。「国体

ノ本義」は研究および教育の全体にかかっており、この段階で問題の焦点は大学令の後段から前段（全体）に移ったと考えるべきである。そして前段に移ったからこそ、まさに研究の自由や運営上の自治の慣行を守るかどうかが大学令の条文問題とからんできたのである。大学制度臨時審査委員会は、確かに「部分的な字句修正」を適当とする結論を出したが、それは研究の自由や運営上の自治の慣行を守るためには現行の条文を維持することが最も有効だったからにはかならない。

平賀総長は大学制度臨時審査委員会をフルに機能させ、大学改革の中身の論議をリードしようとした。結果的には間に合わなかったり教育審議会が取り上げなかったりした項目が多かったが、とりわけ大学令第一条をめぐる論議で「国体ノ本義」を入れることを回避させた点は大きかった。結論は出ていなかったものの、臨時審査委員会で議論を進めていたことが平賀や穂積の発言のベースになっていたものと推察される。しかしそれ以上に、平賀や穂積の発言力（発言内容の説得力）もまた大きいものであった。意見分布としては決して有利ではなかったが、論戦そのものを通じて自らの意図を貫徹させた側面も大きかったと思われる。

4. 改正されなかった大学令第一条

ところで、教育審議会は第一条改正案を含んだ「高等教育ニ関スル件答申」を一九四〇年九月に決議し、近衛首相に提出した。教育

審議會は幼稚園、小学校から大学に至るまでほぼすべての学校制度を取り上げて詳細な改革案を提言したが、学校令の条文の改正案そのものを教育審議會が答申したのは大学に關してだけであつた。

一方、教育審議會の答申を受けて、一九四二年以降、各学校制度が改革され、それに合わせる形で各学校令第一条の目的規定も大きく変更されていった。一九四一年三月の「国民学校令」、四三年一月の「中等学校令」「高等学校令」「専門学校令」、同年三月の「師範教育令」において制定ないし改定された第一条の目的条項はそれぞれ次の通りであつた。

国民学校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的
鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

中等学校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ実業教育ヲ施シ
國民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

高等学校ハ皇國ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普
通教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成シ大學教育ノ基礎ヲラシム
ルヲ以テ目的トス

専門学校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等ノ學術技芸ニ關スル教育ヲ施
シ國家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

師範学校ハ皇國ノ道ニ則リテ國民学校教員タルベキ者ノ鍊成ヲ
為スヲ以テ目的トス

小学校、中等学校、師範学校などは学校の性格や制度そのものに根本的な変更が加えられたのであるから、第一条の目的規定の変更はある意味で自然の結果であつたと言えるかもしれない。しかし高

等学校や専門学校のように、四三年において特に大きく性格が変更されたわけでもない学校についても、目的規定の変更がなされている²⁾。そしていずれの学校令第一条もほぼ同じ表現、つまり「皇國ノ道ニ則リテ」と「鍊成」が使われている。

教育審議會の答申中の大学令第一条案では、「皇國ノ道」は使われているものの、全体にかかる位置ではなくて後段の冒頭に置かれていた。従つて高等学校や専門学校などととも四三年一月の段階で審議會の答申の通りに条文を改正することはあまり考えられない。むしろ、四〇年九月の答申からそれほど時間を経っていない時期に答申通りになぜ改正しなかつたのか、また四三年一月の段階でなぜ他の学校と横並びで同じ表現を使つて改正しなかつたのか、という疑問が出てくる。

この点に關しては、一九四〇年十二月二十四日の文部省訓令第二十九号「大学教授ハ國體ノ本義ニ則リ教学一體ノ精神ニ徹シ学生ヲ薫化啓導シ指導の人材ヲ育成スベキ旨ノ訓令」(帝國大學總長・官公私立大學長宛)がおそらく深く關連している。全文は次の通りである。

大学教授ノ学生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導スルニ當リテハ國家ニ
須要ナル學術ノ蘊奧ヲ攻究スルト共ニ常ニ國家思想ノ涵養及人
格ノ陶冶ニ力ムベキモノニシテ大学教授ガ研究者タルト同時ニ
教育者タルノ責務ヲ有スルモノナルコトハ言フ俟タザル所ナリ
抑々教ト學トハ本來一ニ帰スベキモノニシテ之ガ分離対立ハ諸
弊ノ源由ヲ成スモノト謂フベシ大學教授ハ須ク國體ノ本義ニ則

リ教学一体ノ精神ニ徹シ愈々教育者タルノ自覚ヲ振起シ師弟同行ノ間ニ学生ヲ薫化啓導シ学徳一体ノ修練ヲ積マシメテ負荷ノ大任ニ堪フベキ指導的人材ヲ育成スルニ力ムベシ

木に竹を接いだような文章である。前半（最初の四行）は大学令第一条に即した言い方であり、同時にそれは、「国体ノ本義」に言及していないという意味において、審議会の第一条をめぐる議論の結果をふまえたものとも言える。ところが後半（「抑々」以降）は文体がまったく変わり、「教学一体」「師弟同行」「学徳一体」といった言葉で一つの理念が語られている。この文章は一九四〇年七月から文部大臣となっていた橋田邦彦の執筆によるものと推測される。橋田は文部大臣に就任する前は第一高等学校校長兼東京帝大教授（医学部）であり、教育審議会の委員にもなっていた。審議会においてもこれとほぼ同じような趣旨の発言をしている。大学令第一条問題についても特別委員会で発言していたが、「自ら得タル學術ヲ徳トシテ擲ミ、ソレヲ現ハスコトニ於テ道トシテ具現スルト云フ所ニ、大学教授ト云フモノノ本質ガアル」（二六八ページ）といった、第一条問題の論点に焦点化されない言い方をしていた。「国体ノ本義」を入れることにおそらく反対ではなかったと思われるが、そもそもそのことにこだわっていないかかったものと思われる。

橋田は答申から三か月を経た四〇年十二月に右の訓令を出した。おそらくこれが橋田なりの答申の受け止め方だったに違いない。そして橋田は四三年四月まで文部大臣に在任し続けた。訓令の形で方針を示した以上、四三年段階で改めて第一条を改める必要性を感じ

なかったのではないかとと思われる。

橋田は教育審議会の委員であったと同時に、東京帝大の大学制度臨時審査委員会の委員でもあった。東京帝大はいわば身内から文部大臣を出したわけであるが、東京帝大の意向をほぼ反映した審議会の答申（第一条改正案）をそのまま実施してもらうことはできなかった。四〇年七月以降のとりわけ大学の理念をめぐる動向は、橋田という独特の思想をもった文部大臣の存在を十分考慮して理解しなければならぬだろう。

おわりに

東京帝大は戦時下のこの時期に二つの大きな課題に向き合っていた。一つは教育審議会を舞台にした大学制度改革論議（学制改革問題、大学令第一条問題など）であり、もう一つが文部省の科学振興調査会を舞台にした科学動員、即ち理工系学部・研究所の拡張方策である。教育審議会は科学動員方策についてほとんど審議を行わなかった。その事情については「高等教育改革」において詳細に論じたのでここでは省略する。教育審議会が科学動員問題について冷淡であったために、結果的に科学動員方策は科学振興調査会という別の場所で検討されることになった。

教育審議会における大学制度改革論議への対応は以上みてきた通りである。基本的に東京帝大はマイナスの影響を最小限に食い止めることに成功した。一方、科学振興調査会においては帝国大学の理

工系各学部は第二学部を増設することなどを盛り込んだ理工系学部・研究所の大拡張を求める提言が作成されていた¹⁾。東京帝大はおそらくこの提言を一つの根拠にして第二工学部の創設に成功した。科学振興調査会にも平賀は参加していた。教育審議会では東京帝大は守勢に立たされていたが、科学動員にあたってはその主たる受け皿となり、東京帝大をはじめとする各帝大は大きな予算を獲得してその規模を拡大していった。平賀や穂積が教育審議会に「国体ノ本義」を拒んだことは、結果的には東京帝大にとっても大学全体にとってもマイナスには作用しなかったと言えるだろう。

このことをどのように評価したらよいだろうか。「国体ノ本義」「皇国ノ道」「鍊成」といった理念が掲げられるとそれに追従し、あるいは先取りすることによって自らの立場を守ろうとする流れが十分に形成されていた一九三九年という時点において、東京帝大（の二人）がこれに抵抗したという事実は大きな意味をもっているのではないだろうか。もちろん、東京帝大総長や法学部長だったからこそ言えただけのことで、あくまでも権力機構内部における路線対立に過ぎないと抑制的に評価することも可能である。確かにそういう側面は無視できない。しかし同時に、「国体ノ本義」を入れた形の大学令の改正が阻止されたことにより、東京帝大や他の大学への介入、干渉がここで抑止された可能性をも考慮する必要がある。東京帝大が「国体ノ本義」を受け入れれば、それが梃となって、他の大学、あるいは大学以外の他の学校にはもっと激しい介入、干渉がなされたかもしれない。平賀・穂積が安易に妥協しなかったことの

意味はやはり大きかったのではないかと考える。

加えて、平賀・穂積の審議会における発言のものにも着目したい。議事録を読めばすぐに理解されると思うが、田所、林、下村らのいわゆる教育関係者によって進められる教育改革論議の中にあって、この二人はそれに流されるどころかむしろ論議の流れを自らの論理に引き寄せるほどの説得力と重みをもっていた。そういう面に關しても一定の評価を与えてよいのではないかと考えている。

注

(1) 「大学制度臨時審査委員会審議決定事項」(資料二所収)の「高等学校ニ関スル件」の「審議決定年月日」欄は「昭和一四、六、」と日が欠けた記載になっている。一方、通史二の「第一表 大学制度審査委員会・同臨時審査委員会審議経過」ならびに題目および内容一覽(昭和十二、十五年) (六二四〜六二七ページ)の第九回委員会の「審議題目」には右の「高等学校ニ関スル件」が含まれていない。第九回委員会が開かれたのが六月十六日、平賀総長らが教育審議会に招かれたのが六月七日である。第九回委員会の前に(六月に入ってから)この件だけを何らかの形で決定して教育審議会に臨んだのかもしれない。なお、教育審議会の議事録は「教育審議会総会會議録」(第一〜八輯)、「教育審議会諮問第一号特別委員会會議録」(第一〜十五輯)、「教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会會議録」(第一〜二十一輯)として冊子

にして発行されたものがあり、一九七一年に宣文堂書店から復刻された。この復刻版のもとになったものは、現在は国立公文書館に所蔵されていない。

(2)

青年学校も目的規定が変更されなかった。青年学校は一九三五年に実業補習学校と青年訓練所を統合して発足し、その時に「青年学校令」が制定された。その第一条は「青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及実際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」であった。青年学校は三九年度より普通科第一学年から順次男子に関して義務制となった。義務制青年学校の内容に関しては教育審議会が三八年六月に答申を出しており、その答申の第一項目は「青年学校ハ国体ノ本義ニ基キ職業及実際生活ニ即シテ皇国青年ヲ錬成スル教育タルコトヲ本旨トシ之ヲ基トシテ関係法令制度等ヲ整備確立スルコト」と書かれてあった。ところが三九年度に改定された「青年学校令」の第一条は三五年の青年学校令第一条をそのまま踏襲したものであり、その結果として「国体ノ本義」も「錬成」も含まれていないままになっていた。青年学校令の目的規定が四三年段階で改正されなかったのは、その青年学校令そのものが三九年度で改定されたばかりだったためではないかと推測されるが、ではなぜ三九年度で、しかも教育審議会が（大学に関してとは逆に）「国体ノ本義」や「錬成」を入れるように求めたにもかかわらず三五年の第一

(3)

条をそのまま使ったのか、という疑問が出てくる。このあたりの事情についてはよくわからない。

一九四三年に改正された高等学校令第一条には「大学教育ノ基礎タラシムル」が入っている。本稿の最初の方で触れた通り、教育審議会は高等学校の審議において、大学の基礎教育機関であることを高等学校の性格に加えるかどうかをめぐる紛糾した。橋田は中等教育の整理委員であり、しかもこの議論において基礎教育機関という性格を加味することを最も強く主張した一人であった。審議会の答申には結局盛り込まれなかったにもかかわらず、四三年の高等学校令には入っていると強く推測される。

(4)

科学振興調査会の答申は日本科学史学会編「日本科学技術史体系」第四卷（第一法規、一九六六年）に所収されている。「高等教育改革」にもほぼ全文を引用した。「答申第一」は一九三九年三月、「答申第二」は四〇年八月、「答申第三」は四一年三月に出された。「答申第一」は基本方針を簡略に個条書きにしただけのものであるが、教育審議会の高等教育に関する答申とはほぼ同時に出された「答申第二」では具体的な理工系学部・研究所の拡充策が示され、ここに「東京其ノ他ノ帝国大学ニ第二工学部ヲ設置スルコト」が盛り込まれている。「答申第三」は科学教育の振興策である。

（よねだ としひこ お茶の水女子大学教授）